
公的研究費の不正防止に関する要項



平成19年10月
(令和5年7月改訂)

目次

1. はじめに	3
2. 責任体制	3
3. 行動規範	6
4. 公的研究費コンプライアンス教育・啓発活動	7
5. 公的研究費の執行ルール	8
6. 事務処理体制	8
7. 相談窓口	9
8. 不正の通報窓口	10
9. 不正の調査	11
10. 不正に対する措置	12
11. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	12
12. 取引業者への対応	13
13. モニタリング・内部監査	14
14. 別紙様式	15

1. はじめに

この要項は、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）において競争的資金等及び運営費交付金により配分される研究資金（以下「公的研究費」という。）を適正に管理・運用し、不正使用の発生リスクを減少させ、不正使用を防止することを目的として策定する。

公的研究費の原資の多くは「国民の税金」であり、社会から負託されたもので、研究者個人のものではないことから、その不正使用は、研究者個人だけの問題ではなく、これまで築き上げてきた本学への信頼を揺るがしかねない極めて重大な問題である。

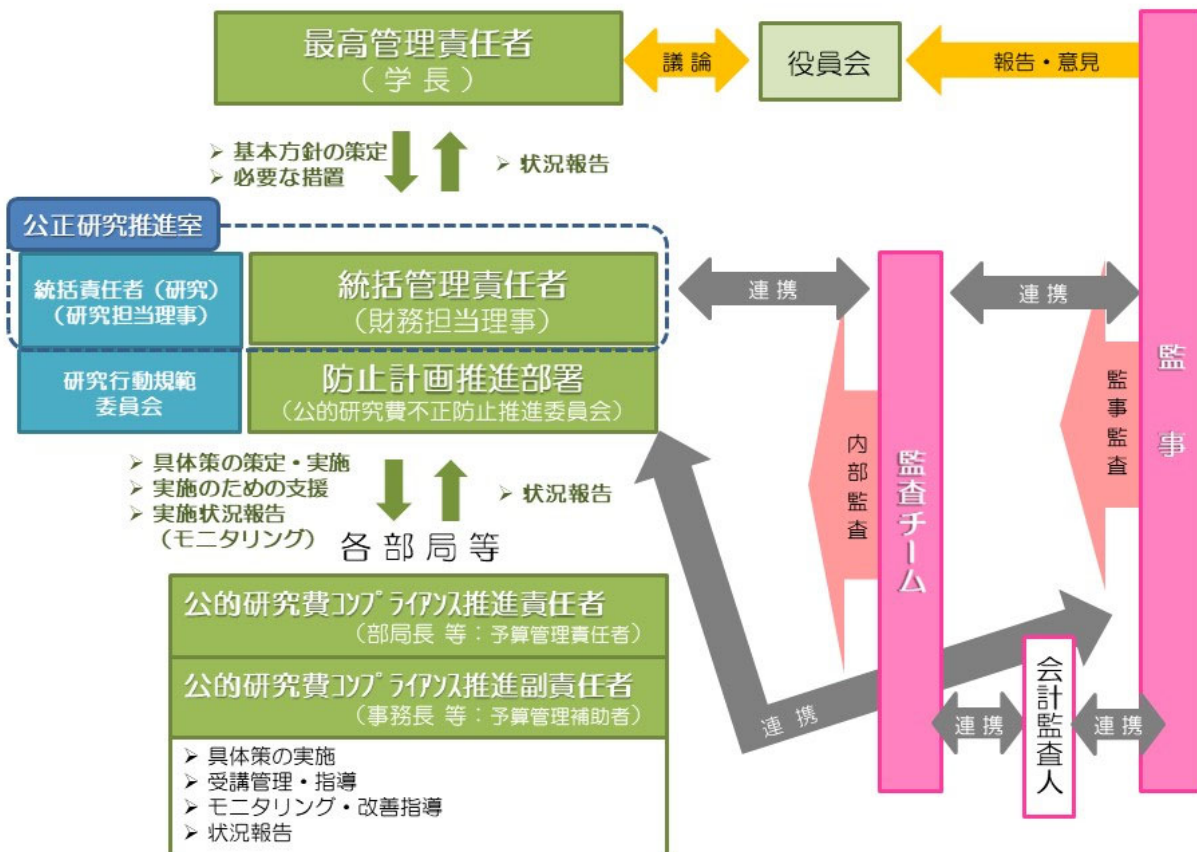
本学の構成員（本学に雇用されているすべての者、本学の施設・設備を利用して研究に携わる者及び本学の学生〔研究生その他本学において修学する者を含む。〕をいう。以下同じ。）は、このことを十分に理解し、本要項に定める手続き等に従って、公的研究費を適切に管理・運用しなくてはならない。

2. 責任体制

(1) 責任体制図

公的研究費の不正防止に関する責任体制は以下のとおりである。

三重大学における公的研究費の不正防止に関する責任体制図



(2) 各責任者の職名、職務及び役割

体制名 (職名)	職務及び役割
最高管理責任者 (学 長)	<p><職務> 大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。</p> <p><役割> 1) 「三重大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及び公的研究費コンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切に指導力を発揮する。 2) 「三重大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」や不正防止計画 (p.12 参照) の策定に当たっては、役員会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員と議論を深める。 3) 自ら様々な啓発活動を定期的に行い、職員等の意識の向上と浸透を図る。</p>
統括管理責任者 (財務担当理事)	<p><職務> 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。</p> <p><役割> 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者である。 「三重大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に不正防止対策実施報告書 (別紙様式3) により報告する。</p>
公的研究費 コンプライアンス 推進責任者 (各部局等長)	<p><職務> 各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。</p> <p><役割> 統括管理責任者の指示の下、次の取り組みを行う。 1) 部局等における不正防止に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に不正防止対策実施報告書 (別紙様式3) により報告する。 2) 不正防止を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員に対し、全学を対象として開催される公的研究費の不正防止にかかる説明会等を活用して、公的研究費コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。 3) 部局等において、定期的に啓発活動を実施する。 4) 部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p>

体制名 (職名)	職務及び役割
公的研究費 コンプライアンス 推進副責任者 (各事務長等)	<p><職務> 公的研究費コンプライアンス教育の実施や受講状況の管理において公的研究費コンプライアンス推進責任者を補佐する。</p> <p><役割> 公的研究費コンプライアンス推進責任者へ公的研究費の管理・執行の情報を着実に伝達する。</p>
公正研究推進室	公的研究費の適正な管理・運営の基礎となる環境を整備する。 公的研究費コンプライアンス教育を企画する。
公的研究費不正防止 推進委員会 (防止計画推進部署)	大学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する。 不正防止計画を策定・実施し、その実施状況を確認する。
各部局等	公的研究費不正防止推進委員会と協力しつつ、主体的に不正防止対策を実施する。
監査チーム (内部監査部門)	最高管理責任者の直轄的な組織として実効性ある権限を有し、監査を行う。(p.14参照)
監 事	1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。 2) 統括管理責任者又は公的研究費コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、役員会において意見を述べる。

3. 行動規範

公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関して、本学では行動規範を定めており、関係するすべての構成員は遵守しなければならない。

なお、構成員が遵守すべき服務等の規律は、就業規則を始め学内規則等に定められている。

三重大学の科学研究における行動規範

三重大学は、科学研究の公正性を担保し、科学研究に対する国民の信頼を確保するため、科学研究における行動規範を次のとおり定めます。

1. 研究者としての責任

- (1) 三重大学の一員としての自覚と誇りをもち、研究者としての社会的責任を果たします。
- (2) 人類の幸福、社会の発展、地球環境の保全に貢献するという自覚をもって研究を行います。
- (3) 研究費の使用に関する説明責任を自覚して研究を行います。

2. 公正な研究

- (1) 研究の立案から報告までのすべての過程において、誠実に行動します。
- (2) 研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、動物などに対しても真摯な態度でこれらを扱います。
- (3) 捏造、改ざん、盗用など研究倫理に反する行為は為さず、また加担せず、高い倫理感をもって研究を行います。
- (4) 研究データは厳正に取り扱い、適正に管理・保管します。

3. 社会の中の科学

- (1) 研究成果が地域社会から国際社会にいたる広い範囲に影響することを自覚し、社会との対話や交流に積極的に参加します。
- (2) 社会からの要請に対し、客観的かつ実証性が保証された科学的根拠に基づく助言を行います。

4. 法令などの遵守

- (1) 研究の実施、研究費の使用にあたって、関連の法令、規則等を遵守します。
- (2) 公正研究、研究費の適正な取扱いに関する研修を受講し、常に研究倫理の向上に努めます。
- (3) 研究費の計画的かつ適正な執行を確保し、効率的に研究を行います。

4. 公的研究費コンプライアンス教育・啓発活動

公的研究費コンプライアンス推進責任者は、公正研究推進室及び総括管理責任者が策定するコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画に基づき、部局等において公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育と定期的な啓発活動を実施し、不正防止対策実施報告書（別紙様式3）により、総括管理責任者へ報告しなければならない。

（1）コンプライアンス教育

自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、実施計画に基づき、公的研究費コンプライアンス教育（不正防止に関する方針及びルール等）を部局等において実施しなければならない。

● 教育内容

不正防止対策の理解や意識を高めるため、次の内容等を教育する。

- ① 不正使用における大学への影響
- ② 運用ルール・手続・通報等の制度などの遵守すべき事項
- ③ 内部監査報告の取りまとめ結果
- ④ 不正の通報窓口の利用方法
- ⑤ 不正が発覚した場合の大学の懲戒処分・自らの弁償責任、本学における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置
- ⑥ 大学における不正対策等
- ⑦ 相談窓口等を通じて蓄積された事例やモニタリング結果の紹介

● 実施方法

公的研究費コンプライアンス推進責任者は、全学を対象として開催される公的研究費の不正防止にかかる説明会や、必要に応じてe-learning等を活用し、公的研究費コンプライアンス教育を実施する。

● 進捗管理

公的研究費コンプライアンス推進責任者は、公的研究費コンプライアンス教育に対する受講者の受講状況及び理解度を管理監督する。

なお、理解度が低い受講者に対しては、公的研究費コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて改善を指導するものとする。

（2）啓発活動

公的研究費コンプライアンス推進責任者は、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、実施計画に基づき、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施しなければならない。啓発活動は会議や委員会を活用するほか、アンケートやポスター等を用いて行う。

また、公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員の不正防止に対する意識の向上と浸透を図るため、啓発活動は、コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画に基づき定期的に行う。

(3) 誓約書

公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員は、遵守事項を定めた誓約書（別紙様式1）を提出する必要がある、誓約書等の提出がない場合は、競争的資金等への申請を認めない等の措置をとることがある。

5. 公的研究費の執行ルール

公的研究費の不正防止のため、本学における執行ルールが定められている。

別に定める【公的研究費の執行マニュアル】においては、物品購入等、出張、謝金、賃金に分けて、それぞれの基本的なルールを掲載している。

公的研究費の運営・管理にかかわるすべての構成員は、これらのルールについて熟知している必要がある。

6. 事務処理体制

公的研究費の事務処理、権限及び責任体制等に関しては、国立大学法人三重大学会計規程等の学内規程で明確に定めている。

業務分担の実態と学内規程との間に乖離が生じていないかという観点から、必要に応じて適宜見直しを行うこととしている。

なお、公的研究費の執行にあたって遵守すべき規程等は以下のとおりである。

- 三重大学の科学研究における行動規範
- 国立大学法人三重大学会計規程細則
- 国立大学法人三重大大学契約事務取扱細則
- 国立大学法人三重大大学旅費支給細則
- 国立大学法人三重大大学物品管理要項
- 国立大学法人三重大大学立替払取扱要項
- 国立大学法人三重大大学受託研究規程
- 三重大学における科学研究費助成事業による研究支援者に関する取扱規程
- 三重大学における科学研究費助成事業の研究費立替に関する要項
- 国立大学法人三重大学公的研究費不正防止に関する規程
- 三重大学科学研究費助成事業取扱要項
- 国立大学法人三重大学会計規程
- 国立大学法人三重大大学予算事務取扱細則
- 国立大学法人三重大大学旅費規程
- 国立大学法人三重大大学出納事務取扱細則
- 三重大学謝金事務取扱要項
- 国立大学法人三重大大学共同研究規程
- 国立大学法人三重大大学寄附金受入規程

7. 相談窓口

研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するの可否かを事前に相談できる体制として、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置している。

相談内容	相談窓口 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 部署名 電話番号 E-Mail </div>
外部資金の申請・報告・使用ルールに関すること	
科学研究費補助金	研究・地域連携部研究推進チーム 059-231-9762 (内線 9762) kaken@ab.mie-u.ac.jp
共同研究、受託研究等	研究・地域連携部社会連携チーム 059-231-9006 (内線 9006) ken-sikin@ab.mie-u.ac.jp
予算の執行状況に関すること	
各部局（下記を除く。）の予算	財務部財務企画チーム 予算担当 059-231-5457 (内線 6642) zk-yosan1@ab.mie-u.ac.jp
医学系研究科及び附属病院の予算	医学・病院管理部経営管理課 予算第一係、予算第二係 059-231-5292 (内線 5746) kk-igakuyosan@mo.medic.mie-u.ac.jp
旅費、謝金賃金雇用、物品の購入契約、役務契約に関すること	
旅費、謝金、賃金	財務部財務管理チーム 調達室 管理・経理担当 059-231-5313 (内線 6603) keiri@ab.mie-u.ac.jp
物品の購入契約	財務部財務管理チーム 調達室 物品担当 059-231-5315 (内線 6605) tyoutatu1@ab.mie-u.ac.jp
役務契約	財務部財務管理チーム 調達室 役務担当 059-231-5320 (内線 6610) tyoutatu1@ab.mie-u.ac.jp
図書の購入契約に関すること	国際・情報部図書館チーム 059-231-9812 (内線 9812) lib-tosho@ab.mie-u.ac.jp
資産の管理に関すること	財務部財務管理チーム 資産管理担当 059-231-9024 (内線 2109) sisankanri@ab.mie-u.ac.jp
研究費の受入に関すること	財務部財務管理チーム 収入担当 059-231-9028 (内線 2131) syunyu@ab.mie-u.ac.jp
研究費の支出及び分担金の配分に関すること	財務部財務管理チーム 支出担当 059-231-9774 (内線 9774) sisyutu@ab.mie-u.ac.jp

8. 不正の通報窓口

本学内外からの通報等を受け付ける窓口を設置している。

(1) 通報窓口

- 学内窓口：企画総務部総務チーム法務・コンプライアンス室

E-Mail	homu-tuho@ab.mie-u.ac.jp
電話	059-231-9918（内線 9918）
FAX	059-231-9918（内線 9918）
文書	〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577 三重大学 企画総務部総務チーム法務・コンプライアンス室
面談	面談場所は通報される方のご希望に応じます。

- 学外窓口：弁護士事務所（なぎさ法律事務所：弁護士 村瀬勝彦）

電話	059-213-0152
文書	〒514-0032 三重県津市中央 1 番 1 号 三重会館4階 なぎさ法律事務所 弁護士 村瀬勝彦

(2) 通報窓口の利用者

- 本学の役員及び教職員（非常勤職員を含む。）
- 本学学生
- 本学に派遣労働者として派遣されている者
- 本学と取引を行う業者の労働者
- 一般の方

(3) 通報窓口で受け付ける事項

- 不正の疑いの指摘、本人からの申出等

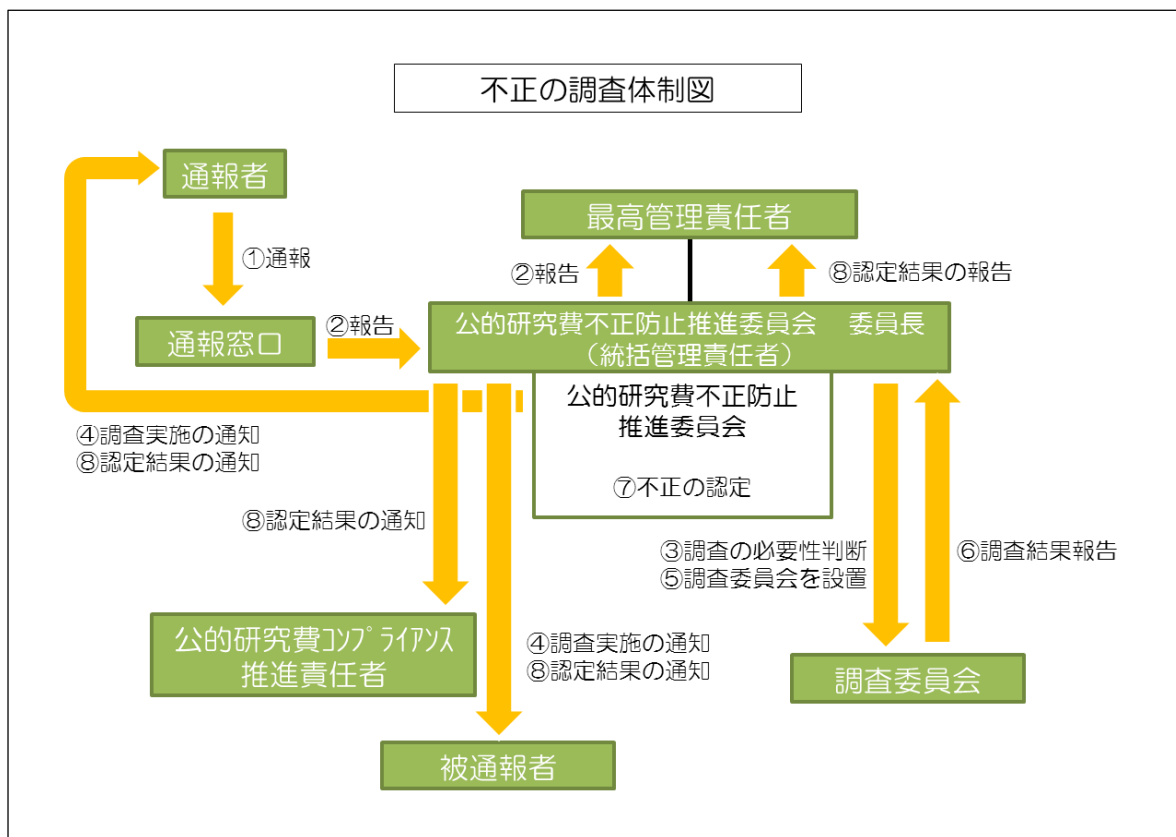
(4) その他

- 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報等に基づき実施する措置の内容を通報者に通知する。
- 通報者の氏名等は調査関係者以外に知られることは一切ない。
- 通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることは一切ない。

9. 不正の調査

三重大学公的研究費不正防止推進委員会委員長が不正の調査が必要と判断した場合には、通報者及び被通報者にその旨を通知のうえ、速やかに調査委員会を設置し、公正かつ透明性の高い調査を実施する。

調査の体制や手続きは、「三重大学における公的研究費の不正の調査等に関する内規」に定められている。



調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果（不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、大学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等）を原則として公表する。

また、再発防止の観点から、発生した不正の調査結果は処分も含めて、構成員に周知する。

10. 不正に対する措置

不正に対する措置は、不正を行った本人だけではなく、本学に対しても資金配分機関から措置が科されることがあることから、構成員は決して、一個人だけの問題ではないことを認識しなければならない。

(1) 個人に対する措置

調査の結果、不正が認定された場合は、不正に関与した者及びその者を管理監督する公的研究費コンプライアンス推進責任者に対して、懲戒等の処分及び告訴等の措置を講ずることがある。

なお、懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等は、以下の規則等に定めている。

- ・ 国立大学法人三重大学職員就業規則等の各就業規則
- ・ 国立大学法人三重大学職員懲戒規程
- ・ 国立大学法人三重大学職員の懲戒の審査規程

また、競争的資金等のそれぞれの制度により、応募資格の停止、追徴される延滞金等加算金を含めた資金返還等のペナルティが科されることがある。

(2) 本学に対する措置

本学に対して、以下のペナルティが科されることがある。

- ・ 公的研究費不正防止体制の不備による不正の場合には、三重大学に対する間接経費を減額
- ・ 競争的資金の配分停止

11. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

(1) 不正を発生させる要因の把握

公的研究費不正防止推進委員会と監査チームは連携し、公的研究費の執行に関し不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、大学全体の状況を体系的に整理し、評価しなければならない。

(2) 不正防止計画の策定

不正防止計画は「三重大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」に基づき、公的研究費不正防止推進委員会において策定し、役員会において三重大学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして審議を行い決定する。

(3) 不正防止計画の内容・見直し・実施

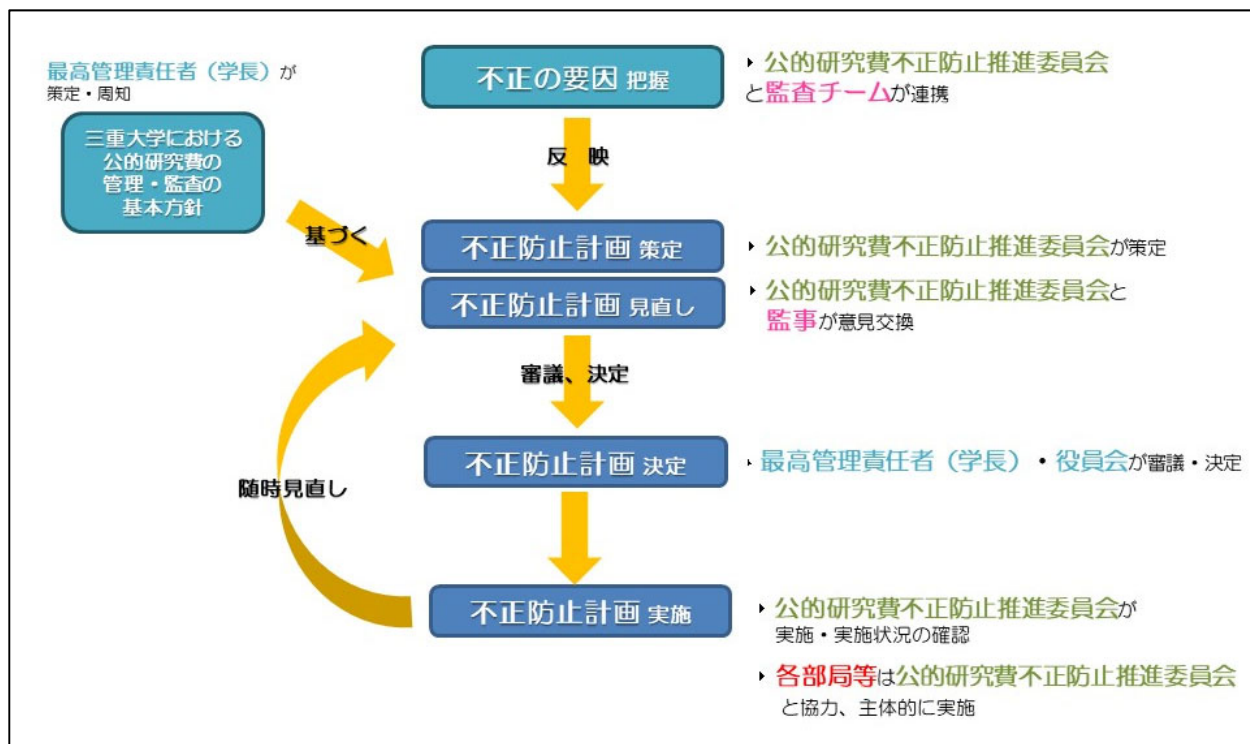
不正防止計画には、上記で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させなければならない。

また、公的研究費不正防止推進委員会は、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について

監事と意見交換を行うとともに、不正発生要因に応じて、随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

公的研究費不正防止推進委員会は、不正防止計画を実施するとともに、実施状況の確認を行う。

部局等は、公的研究費不正防止推進委員会と協力し、不正根絶のため主体的に不正防止計画を実施する。



12. 取引業者への対応

(1) 誓約書の提出

本学の構成員と取引業者との緊密な関係が、不正取引（不正行為）の発生要因であることに鑑み、癒着防止に係る更なる対策として、取引業者（一部の業種等※を除く。）から誓約書（別紙様式2）を徴取するものとし、当該誓約書の提出があった業者を対象として取引を行うものとする。

※除外業種

- 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- 学校法人
- 国際機関、外国企業等
- 電気、ガス、水道、電話、郵便、電気通信事業者
- 弁護士、特許・税理士事務所等
- 商取引の相手方ではない個人
- その他、本件の趣旨に馴染まないと本学が認めた業種

(2) 不正に対する措置

「物品購入等契約に係る取引停止等について」の取扱いに基づき、取引停止等の措置を行う。

13. モニタリング・内部監査

公的研究費の適正な管理のため、本学全体の見地に立ったモニタリング及び内部監査を実施しなければならない。

監査の実施にあたっては、その手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用し、監査の質を一定に保つ。

また、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図るとともに、監査結果はコンプライアンス教育及び啓発活動にも活用して周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(1) 監査チームによる内部監査

監査チームは以下の内容を含め、不正の発生リスクに対する重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を行う。

- 毎年度定期的に、学内の規程等に照らした会計書類の形式的要件等の具備状況など、財務情報に対する一定数の確認
- 公的研究費の管理体制の不備の検証
- 公的研究費不正防止推進委員会と連携して、大学で起こりうるリスクを踏まえながら不正の発生要因を大学の実態に即して分析、リスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めた機動的な監査の実施
- 監事及び監査法人との情報・意見交換の実施による連携強化
- 専門的な知識を有する者の活用
- 過去の内部監査や、公的研究費不正防止推進委員会から不正発生要因の情報を入手し、監査計画を立案・随時見直し

(2) 公的研究費不正防止推進委員会によるモニタリング

不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないように、大学全体の観点からモニタリングを行う。

また、財務部は、証憑書類の確認、抽出実地監査を日常的に行う。

(3) 公的研究費コンプライアンス推進責任者によるモニタリング

部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

誓約書

国立大学法人三重大学長 殿

私は、研究活動及び公的研究費の使用にあたって、国立大学法人三重大学の定める「三重大学の科学研究における行動規範」、「三重大学における研究活動の不正行為防止に関する規程」及び「国立大学法人三重大学公的研究費不正防止に関する規程」等の諸規則等ならびに公的研究費の配分機関の定める規則等を遵守し、不正を行わないことを誓約します。

なお、規則等に違反して不正を行った場合は、国立大学法人三重大学と公的研究費の配分機関からの処分及び法的な責任を負うことを誓約します。

(自署)

〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 〇 〇 〇 〇

誓 約 書

国立大学法人三重大学長 殿

当社（当法人）は、国立大学法人三重大学（以下「三重大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 国立大学法人三重大学会計規程、国立大学法人三重大学契約事務取扱細則及び三重大学物品供給等各種契約基準を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 三重大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、三重大学における「物品購入等契約に係る取引停止等について」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 三重大学構成員（本学に雇用されているすべての者及び本学の施設・設備を利用して研究に携わる者）から不正な行為の依頼等があった場合には、三重大学公的研究費不正使用に関する通報窓口に連絡すること。

以 上

〇〇年〇〇月〇〇日

（住所）

（社名）

（代表者役職・氏名） ○ ○ ○ ○ 印

最高管理責任者 殿

統括管理責任者

財務担当理事

○ ○ ○ ○

公的研究費不正防止対策実施状況報告書

国立大学法人三重大学公的研究費不正防止に関する規程第5条第2項に基づき、
下記のとおり不正防止対策を実施したことを報告します。

記

1. 不正防止対策実施期間 年 月～ 年 月

2. 不正防止対策実施状況

① 公的研究費コンプライアンス教育 e-learning

(1) 対象者数 人

(2) 受講者数 人

(3) 受講率 %

(4) 全体的な理解度

(5) 理解度が足りない受講者への対応

② 啓発活動

③ その他、公的研究費不正防止に関する取り組み

以上

統括管理責任者 殿

公的研究費コンプライアンス推進責任者

○ ○ ○ ○

公的研究費不正防止対策実施状況報告書

国立大学法人三重大学公的研究費不正防止に関する規程第6条第2項に基づき、
下記のとおり不正防止対策を実施したことを報告します。

記

1. 不正防止対策実施期間 年 月～ 年 月

2. 不正防止対策実施状況

① 公的研究費コンプライアンス教育 e-learning

(1) 対象者数 人

(2) 受講者数 人

(3) 受講率 %

(4) 全体的な理解度

(5) 理解度が足りない受講者への対応

② 啓発活動

③ その他、公的研究費不正防止に関する取り組み

以上